

<重要なお知らせ>

県営復興ほ場整備事業（名取地区及び岩沼地区）地内の耕作証明書の記載内容について

県営復興ほ場整備事業の（名取地区）東部分区と南部分区、（岩沼地区）第1分区については、換地処分の公告を経て、登記申請等の一連の事務手続きが行われます。

換地処分の効果は、土地改良法の規定に基づき、換地処分の公告日の翌日から発生しますが、登記完了および農地台帳の更新には、相応の期間を要するため、以下の区域内的の農地の本証明書（耕作証明書、農業経営状況証明、経営農地筆別票）の記載内容は、当面の間、換地処分前の内容となっておりますので、ご理解願います。

【名取地区】

〈東部分区〉

大字名	字名
下増田	鶴巻
	飯塚
牛野	伊藤
	柿沼
	松浦
	深渡戸
	内海
	八幡
高柳	辻
小塚原	辻野
	堰場
	蟹喰
	寺田
	汐押
	汐入
	上中
	新鍋島
	西中塚
	西土手外
	大南
	東中塚
	北中塚
	大曲
閑上	五十刈
	新狐島
	新鶴塚
	東場
	平田橋

〈南部分区〉

大字名	字名
下増田	女ヶ池
	西経塚
	土手
	東
	南原
	北原西
	北原東
	横手
杉ヶ袋	懸向
	小古田
	杉前
	杉中
	杉北
	前沖
	今新田
下野郷	田島

【岩沼地区】

〈第1分区〉

大字名	字名
堀内	南
下野郷	浦條
	砂甫浦